

ALPHA NEWS-ONLINE V o l . 2 7

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2020. 2. 14

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※
本メールマガジンは配信専用となります。
当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、
下記連絡先へお願い致します。
電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）
※-----※

＃日新

苟日新、日日新、又日新
（苟(まこと)に日に新(あらた)にせば、日に日に新に、また日に新なり
：大辞林より)

「礼記」の一篇で四書の一つである「大学」に書かれておりまして、
中国は殷の王朝時代（約3700年前ですね）、
湯王が自らの戒めとした言葉であり、
自分の洗面器に刻むほどだったそうです。

意味は、明日の行いは今日よりも新しく、
良くなるように修養に心がけねばならない
（『中国の古典名言辞典』講談社学術文庫より）そうです。

暦の上は春とは言え、朝晩は冷え込みが厳しいですが、

※詳細及びお申込書はHPよりダウンロードをお願い致します。

<https://alpha-lawoffice.com/seminar/index.html>

※国分寺市周辺の先生方にはダイレクトメールでもご案内させていただきます。

◇ ◆ 当事務所主催セミナーのご案内

【5月13日】社会保険労務士の先生向け勉強会（所沢）

社会保険労務士の先生向けのシリーズセミナー（少人数の勉強会形式）のご案内です。国分寺開催の日程に続き、所沢での開催日程が決定致しました。

==== 社会保険労務士のための実務セミナー・第10回 =====

日時：2020年5月13日（水）10～12時

（受付開始は9時40分～）

※勉強会終了後、ランチ懇親会を開催します（自由参加）。

場所：弁護士法人アルファ総合法律事務所 所沢オフィス

所沢市日吉町14-3 朝日生命所沢ビル8階

※西武線【所沢駅】西口より徒歩1分

テーマ：解説・パワーハラスメント対策の法制化

講師：代表弁護士／税理士 保坂光彦

定員：10名

参加費：2,000円（ランチ懇親会も参加の場合は3,000円）

* 顧問先士業様は無料

※詳細及びお申込書はHPよりダウンロードをお願い致します。

<https://alpha-lawoffice.com/seminar/index.html>

※所沢市周辺の先生方には別途、ダイレクトメールでもご案内させていただきます。

▼▼▼

2 株式会社よもやま／スクイーズアウト（1）

▲▲▲

皆様こんにちは

弁護士法人アルファ総合法律事務所の

代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

今回も引き続き会社の「株式」のお話をしていきたいと思います。
今回のテーマは（少々聞きなれない方もおられるかもしれませんが）
「スクイーズアウト」についてです。

▽「スクイーズアウト」って??▽

直接的な言葉の意味としては、「押し出す」とか「締め出す」といったニュアンスとなりますが、ここでは、少数株主を（基本的には同意を得ることなく）排除するための手続や行動を指す言葉となります。

以前にもお話しましたとおり、基本的には、持ち株比率が過半数を超えた時点で、総会決議や取締役の選任などを通じて、
言わば「会社の実権を握った」といえる状態になりますし、
更に持ち株比率が3分の2以上となると、会社の定款変更も含めて
ほとんど全ての事柄について自由に決めることが
出来るようになります。
そうすると、「それ以上無理に持分比率を増加させる必要までは
無いのでは？」と思われるかもしれません。

しかし、たとえ強固な多数派が形成され、最終的な決議において
自分の意思を通せる場合であったとしても、前回ご説明したような
「少数株主権」の行使を通じた様々な抵抗が予想されるといった
場合も含め、意思決定や業務をスムーズに行うために
「持株比率100%」にしたい（少数株主という存在自体を
完全に無くしたい）という需要はやはり確実に存在している
ということが言えます。

また、「完全子会社」（親会社1社において全ての株式を
保有している状態）をとることで、連結納税制度などの税制上の
メリットが得られる場合もあります。

ちなみに、これは何も上場しているような大きな企業に限った話では
なく、むしろ中小規模の企業においてこそ重要な意味を持つてくる
こととなります。

例えば、過去には株式会社を設立する際には「発起人が7名必要」というルールがあり、それに形式的に対応するための名義的な「株主」が残っているというケースが少なからずあります（もともと同族経営であり、親族一同で持ち合いの状態になっているというケースもあるでしょう）。

さらに、これに「相続」が加わることにより、話はますますややこしくなり、果たして「株主」が現在どこにいるのか（そもそも「株主」が正確には誰であるのか）すらも分からない、しかし法律上は放置しておくわけにもいかない「株主」の対処をどうすれば良いか、頭を悩ませるケースもあると思います。

このような状態を解消・打破するために会社（大株主）側が行う様々な手段を総称して「スクイズアウト」と呼ばれています。

今回は、その具体的な方法について説明していきたいと思います。

▼▽▼-----
3 [弁護士コラム] ~冬の冷え取り対策~
▲△▲-----

みなさん、こんにちは。
弁護士の五十嵐佳弥子です。

冬本番、毎日寒いですね。
そこで、今回は防寒について書こうと思いつきました。
私は通勤時、30分近く自転車に乗っているので、
冬の寒さは日々、体で直に感じています。

自転車を漕いでいて辛いのは、まずは手指、次いで耳といった
末端に感じる冷たさですが、地味に、足の甲部分も
パンプスから出ていて無防備なうえ、脂肪も薄いために
骨まで凍えるようで堪えます。
そのため、冬はブーツが欠かせません。

当然、コートは膝までがしっかり覆える長さで、頭からつま先まで、全身防寒して臨みます。

それでも寒風に涙は出ますし、なかなか防ぎきれない寒さです。

そんな私にとっての強い味方はマスクです。

物理的に顔の半分を寒風から守れる以上に、呼気の温かさが体内部を守ってくれます。

そして、靴下を膝丈の長いものや、ウール素材にするのも効果的です。また、自転車に限らず、就寝中の冷えにもレッグウォーマーは有効です。足首を温めると、下半身のみならず全身の血流が温まるそうですよ。

そして、お馴染みの暖取りアイテムのホッカイロですが、近年は、より低温のもの、体温にほど近い40度程度に温まるものがありまして、これも愛用しています。

お風呂くらいの温度で、熱すぎず、とても快適に使用できますので、冷えが気になる方にぜひ試していただきたいです。

さらに、最近取り入れた最新アイテムですが、厚さわずか1ミリのシート状の温熱器（ヒーティングマットと言うそうです）があり、これをデスクチェアに敷いています。

（現在進行形で温まっていますが、薄いので全く気になりません。）これも40～45度という、熱すぎない快適な温度の設計で、デスクワークが多い生活で、冷えやすい下半身を中心に全身をほどよく温めてくれます。

「冷えは女性特有のもの」というイメージあるかもしれませんが、男性にも同様に体が冷えている方は相当数いるようで、ただ、「男性は女性ほど気にしていない」という状況があるそうです（健康番組の受け売りですが）。

「冷えは万病の元」といわれる通りだと思しますので、予防の観点からも冷え取り対策をおすすめします。





新年より事務局が持ち回りでご挨拶を書くこととなりましたので、
「新」という字からの連想で書いてみました。

ちなみに冒頭の「名言」ですが、古くから日本でもかなり有名なようで、
会津藩校の「日新館」をはじめとして、江戸時代の藩校に使われたり、
現代でも企業名にも使われたりしていますね。

今回はかなり（？）堅苦しい話題になってしまいましたが、
次の担当者はきっと取っ付きやすい話題を書いてくれると思いますので、
これにめげず、次号も是非お付き合いいただけると幸いです。

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆
| ー発行元ー
| 弁護士法人アルファ総合法律事務所
| 代表弁護士／税理士 保坂光彦 （メルマガ担当：松浦／M. A）
| 埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階
| TEL：04-2923-0971 / FAX：04-2923-0972
| MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com
| URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)